

## 香川県ものづくり企業と医療機器メーカーとのマッチング推進事業 実施要綱

### (目的)

第1条 香川県内に事業所を有するものづくり企業（以下「ものづくり企業」という。）に対して、今後の成長産業として注目されている医療機器分野への新規参入等を促進することを目的として、ものづくり企業と医療機器関連企業とのマッチング推進事業（以下「マッチング事業」という。）を実施する。

### (実施体制)

第2条 マッチング事業は、公益財団法人かがわ産業支援財団（以下「財団」という。）が香川県、商工組合日本医療機器協会等その他関係機関（以下「関係機関」という。）と連携、協力して実施する。

### (事業内容)

第3条 マッチング事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ものづくり企業の登録
- (2) 医療機器関連企業への訪問
- (3) 展示会・商談会の開催
- (4) マッチング支援

### (ものづくり企業の登録)

第4条 マッチング事業を効果的に実施するため、財団の登録を受けたものづくり企業（以下「登録企業」という。）をマッチング事業の対象とする。

- 2 前項の登録を希望する企業は、財団に登録申込書（別記様式）を提出しなければならない。
- 3 財団は、前項の提出をした企業が次の各号に掲げる要件を満たすかなど、登録企業としての適否について審査、決定する。
  - (1) 医療機器分野への参入を希望するものづくり企業
  - (2) 本郷企業の要望に応え得る技術、製品やノウハウ等を有するものづくり企業

### (医療機器関連企業への訪問)

第5条 財団の発注開拓コーディネーター（首都圏担当）及び担当職員（以下「コーディネーター等」という。）は、東京都文京区本郷地区周辺に所在する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上の業許可を有する企業を中心とする企業群（以下、「本郷企業」という。）等を訪問することなどにより、医療機器関連企業のニーズを把握するとともに登録企業の技術等を紹介するなどマッチング機会の創出に努める。

### (展示会・商談会の開催)

第6条 登録企業と医療機器関連企業とのマッチングの機会を創出するとともに、本郷企業等の医療機器関連企業との総合的な交流を深めるため、展示会・商談会等の機会を創出する。

### (マッチング支援)

第7条 前2条の活動によりマッチングが見込まれる案件については、コーディネーター等が中

心となり、財団及び関係機関が連携して商談や共同開発に向けてマッチングを支援する。

(登録企業の責務等)

第8条 登録企業は、次の各号に掲げる事項について、速やかに対応等をしなければならない。

- (1) 財団が作成する登録企業紹介用リーフレット、冊子等に必要な資料等の提供
- (2) コーディネーター等がマッチングのために必要と認めて要請することへの対応
- (3) その他財団が推進事業のために必要と認めて要請することへの対応

(財団の負担)

第9条 マッチング事業の実施に必要な経費のうち、次の各号に掲げる経費は、財団の負担とする。

- (1) コーディネーター等の活動に要する経費
- (2) 財団が登録企業紹介用リーフレット、冊子などを作成する経費（個々の登録企業のリーフレット等を除く。）
- (3) 展示会・商談会に必要な会場設営、運営のための共通的経費（次条第2号の経費を除く。）
- (4) その他マッチング事業の実施のために必要な経費で財団の負担が適当と認められる経費

(登録企業の負担)

第10条 前条に規定する経費を除き、次の各号に掲げる経費は、登録企業の負担とする。

- (1) 第8条の対応等により発生する経費
- (2) 展示会・商談会に参加するために登録企業において支出する経費（個々の資料の作成及び運搬費、参加者の旅費及び滞在費など）
- (3) その他登録企業において負担することが適当と認められる経費

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、マッチング事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月10日から適用する。